

改正案

現行

(取引報告書の記載事項等)  
 第三十条 法第四十一条第一項に規定する取引報告書(以下「取引報告書」という。)は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。

2 (略)

一〇六 (略)

七 顧客の指示に基づき、注文・清算分離行為(証券取引所の定めるところに従い、会員等(法第八十二条第一項第三号に規定する「会員等」をいう。以下同じ。)が行った証券先物取引等(法第七十七条の二第一項第一号に規定する「証券先物取引等」をいう。以下同じ。)の売付け(有価証券指数等先物取引においては現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場をいい、有価証券オプション取引においてはオプションを付与する立場をいう。以下この号において同じ。)又は買付け(有価証券指数等先物取引においては現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場をいい、有価証券オプション取引においてはオプションを取得する立場をいう。以下この号において同じ。)を将来に向かって消滅させ、同時に、当該消滅した証券先物取引等の売付け又は買付けと同一内容の証券先物取引等の売付け又は買付けが他の会員等の名において、新たに発生する行為をいう。以下同じ。)が行われた取引であつて、清算執行会員等(注文・清算分離行為が行われたことにより、証券先物取引等の売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。)が当該顧客に取引報告書を交付し、注文執行会員等(注文・清算分離行為が行われたことにより、証券先物取引等の売付け又は買付けがその名において将来に向かって消滅した会員等をいう。以下同じ。)は取引報告書の交付を要しない旨を、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の三者の間で書面による合意(別表第二において「三者間の合意」という。)をしているもの(注文執行会員等に係るものに限る。)

別表第二(第三十条第一項関係)

別表第二(第三十条第一項関係)

書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	(略)	一〇六 (略) 七 注文・清算分離行為が行われた取引(三者間の合意をしているものを除く。)に係る手数料については、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客か

書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	(略)	一〇六 (略) (新設)

		<p>ら直接受領する手数料をそれぞれ記載する。この場合において、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」の記載を要しない。</p> <p>八 三者間の合意をしているものについては、注文執行会員等は、作成することを要しない。</p>

別表第八(第六十条第二項関係)

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
一 注文伝票	自己又は委託の別、顧客名、銘柄(授受する金銭の額の算出に係る指標(金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。))を含む。以下この表において同じ。)、売り又は買いの別、受注数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、受注日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引(有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。五 トレーディング商品勘定元帳の項を除き、以下この表に	<p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。</p> <p>十六 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等は、作成することを要しない。</p>

		(新設)

別表第八(第六十条第二項関係)

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
一 注文伝票	自己又は委託の別、顧客名、銘柄(授受する金銭の額の算出に係る指標(金利、通貨の種類、有価証券指数又は有価証券の銘柄。以下この表において同じ。))を含む。以下この表において同じ。)、売り又は買いの別、受注数量、約定数量、指値又は成行の別、取引の種類、受注日時、約定日時、約定価格、信用取引については弁済期限、債券売買については受渡日、現先取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別、先物取引(有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引をいう。五 トレーディング商品勘定元帳の項を除き、以下この表に	<p>一〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 取引日記帳	<p>おいて同じ。)については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先渡取引(有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引をいう。以下この表において同じ。)については、受渡年月日(有価証券先渡取引については、新規、決済又は解除の別)、有価証券店頭指数等スワップ取引については、取引期間及び受渡年月日、有価証券店頭オプション取引については、権利行使期間、オプションの行使により成立する取引の内容及び対価の額、空売りである場合にはその旨、注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨</p>
十一 注文・清算分離行為が行われた取引	<p>一〇十 (略)</p>
二 取引日記帳	<p>おいて同じ。)については、限月及び新規又は決済の別、有価証券オプション取引及び選択権付債券売買については、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料、先渡取引(有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引をいう。以下この表において同じ。)については、受渡年月日(有価証券先渡取引については、新規、決済又は解除の別)、有価証券店頭指数等スワップ取引については、取引期間及び受渡年月日、有価証券店頭オプション取引については、権利行使期間、オプションの行使により成立する取引の内容及び対価の額、空売りである場合にはその旨</p>
一〇十 (新設)	<p>(略)</p>

三〇六 (略)	(略)	引については、注文執行会員等は、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。
七 顧客勘定元帳	(略)	一〇六 (略)
八〇九 (略)	(略)	<p>七 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「委託手数料」については、清算執行会員等が顧客から直接受領した委託手数料を記載する。</p> <p>八 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、作成することを要しない。ただし、顧客から直接委託手数料を受領した場合には、「顧客名」、「約諾書番号」、「委託手数料」、「入出金」及び「差引残高」を記載する。</p>
十三 取引残高報告書	(略)	<p>一〇二 (略)</p> <p>十三 注文・清算分離行為が行われた取引に係る「金額等(手数料を含む)」のうちの手数料については、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領した手数料をそれぞれ記載する。この場合において、注文執行会員等は、一期間中の有価証券の残高の異動(入出庫を含む)状況(残高の異動年月日、有価証券の種類、株数若しくは口数又は券面の総額)、「当該顧客口座における有価証券残高、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等」、「新規又は決済の別」及び「新規、権利行使、転売、買戻しの別」の記載を要しない。</p>
三〇六 (略)	(略)	(略)
七 顧客勘定元帳	(略)	一〇六 (略)
八〇九 (略)	(略)	(新設)
十三 取引残高報告書	(略)	(新設)

十四 (略)	
(略)	
(略)	十四 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等が顧客に取引残高報告書を交付し、注文執行会員等は取引残高報告書の交付を要しない旨をあらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の三者の間で書面により合意している場合には、注文執行会員等は、作成することを要しない。

  

十四 (略)	
(略)	
(略)	(新設)